

# 令和元年度 路上生活者対策連絡会議 次第

○開催日時 令和元年12月13日（金） 14：00～15：30

○開催場所 本庁舎509・510 会議室

## 1 開会

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員のご紹介

## 2 内容

### (1) 講演会

演題：路上生活者の現状について

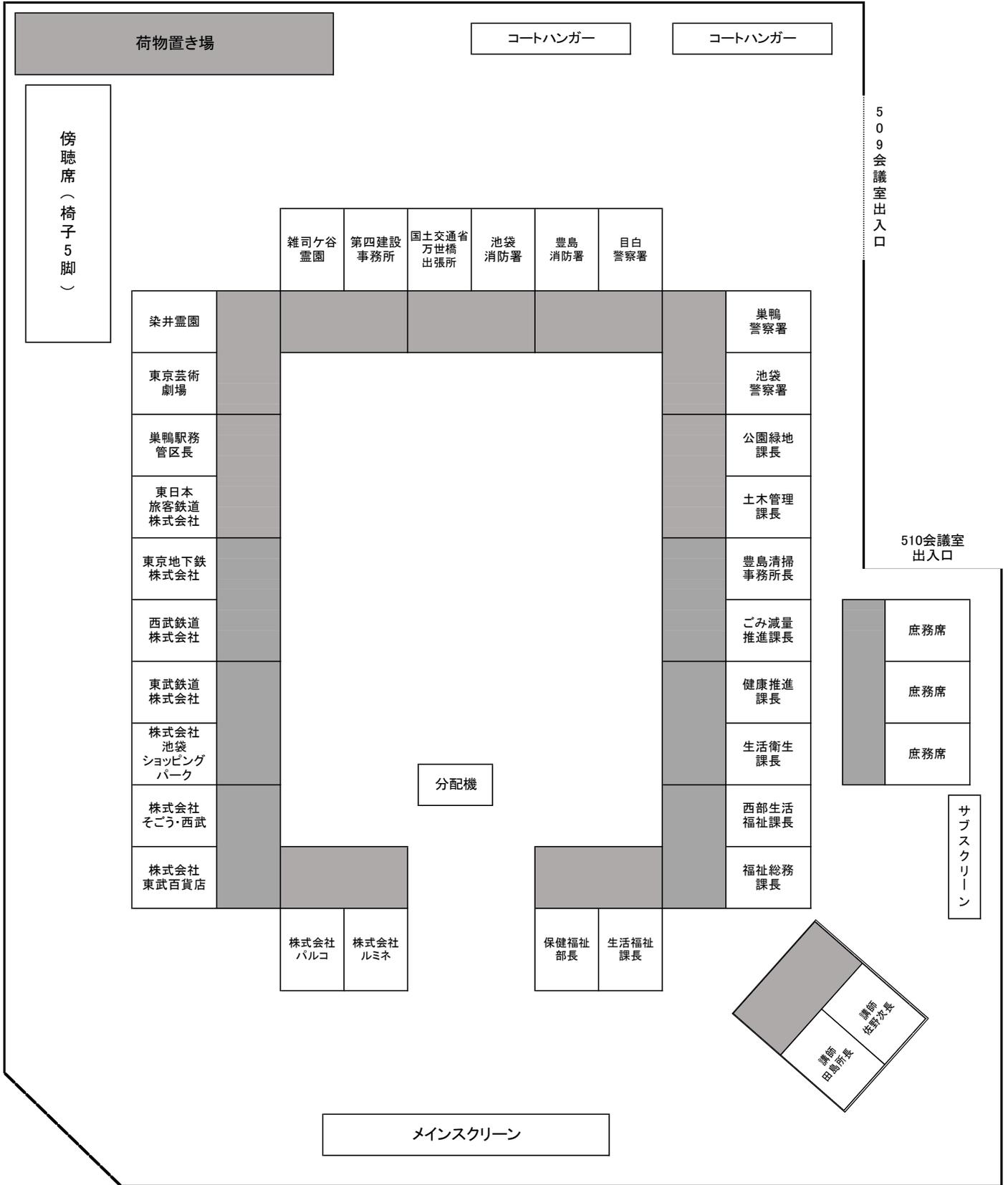
講師：社会福祉法人東京援護協会

自立支援センター豊島寮 所長 田島 信幸氏  
次長 佐野 荘一郎氏

### (2) 報告事項

- ①路上生活者概数調査結果について
- ②合同パトロールについて
- ③自立支援センターで実施する事業について
- ④各団体における路上生活者対策の取り組みについて

## 豊島区路上生活者対策連絡会議 席次表 (豊島区役所本庁5階 509・510会議室)



## 豊島区路上生活者対策連絡会議 構成員名簿

(要綱順)

職	区 分	役 職
会 長	豊島区	保健福祉部長
委 員	警 察 ・ 消 防	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
委 員		警視庁 巣鴨警察署 生活安全課長
委 員		警視庁 目白警察署 生活安全課長
委 員		東京消防庁 豊島消防署 警防課長
委 員		東京消防庁 池袋消防署 警防課長
委 員		池袋駅 鉄道事業者
委 員	東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長	
委 員	西武鉄道株式会社 池袋駅管区長	
委 員	東武鉄道株式会社 池袋駅管区長	
委 員	池袋駅 商業施設	(株)池袋ショッピングパーク 常務取締役
委 員		(株)そごう・西武 西武池袋本店 総務部長
委 員		(株)東武百貨店 池袋店 店舗運営部長
委 員		(株)パルコ 池袋店 店次長
委 員		(株)ルミネ 池袋店 総務部長
委 員	施設等管理者	国土交通省 東京国道事務所 万世橋出張所 管理係長
委 員		東京都建設局 第四建設事務所 管理課長
委 員		東京都交通局 巣鴨駅務管区長
委 員		東京都建設局 雑司ヶ谷霊園 管理事務所長
委 員		東京都建設局 染井霊園 管理事務所長
委 員		東京都歴史文化財団 東京芸術劇場管理課長
委 員	豊島区	保健福祉部 福祉総務課長 (自立促進担当課長兼務)
委 員		保健福祉部 生活福祉課長
委 員		保健福祉部 西部生活福祉課長
委 員		池袋保健所 生活衛生課長
委 員		池袋保健所 健康推進課長
委 員		環境清掃部 ごみ減量推進課長
委 員		環境清掃部 豊島清掃事務所長
委 員		都市整備部 土木管理課長
委 員		都市整備部 公園緑地課長

(敬称略)

令和元年 12月13日

路上生活者対策連絡会議

# 「路上生活者の現状について」

社会福祉法人 東京援護協会の歩みと  
生活困窮者事業の取組と現状

自立支援センター 豊島寮

○ 生活保護法の制定

昭和21年11月3日日本国憲法公布

昭和22年5月3日日本国憲法施行

法第25条「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき

昭和25年生活保護法制定(国の義務)

○ 社会福祉法人認可

(昭和26年6月社会福祉事業法施行)

「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」

○ 社会福祉法人の数は

全国で20,645 東京都は1,062(全国で3番目)

## ○ 東京援護協会の成り立ち

昭和20年10月東京都と契約し、下谷区神吉町において生活困窮者に対して食事供与を開始

昭和24年5月に財団法人東京援護協会を設立

昭和26年4月生活保護法による生活困窮家庭の救済を開始

昭和27年5月に、社会福祉法人東京援護協会に組織変更(全国で50法人が認可を受ける)

昭和28年4月、更生施設「上野宿泊所・神吉寮」として東京都より指定を受ける(昭和48年老朽化で事業廃止)

昭和41年5月重度身体障害者授産施設「町田荘」開設  
障がい者施設 11施設 高齢者施設 4施設

その他施設 2施設(路上生活者支援施設他)

○ 自立支援センター事業(当法人 平成12年台東寮運営受託)



23区を5ブロックに構成  
ブロック内でホームレスの  
多い区より事業を開始。  
5年間の持ち回り事業。

平成12年11月1日台東  
寮開設  
平成12年11月7日新宿  
寮開設

- 施設の種別
- 自立支援センター
  - 緊急一時保護センター

- 施設システム
- 緊急一時保護事業
  - 自立支援事業
  - 地域生活継続事業
  - 巡回相談事業
  - 支援付地域生活移行事業

東京都・特別区共同事業と  
してスタート  
社会福祉法第2種隣保事業  
位置づけ  
平成27年より生活困窮者  
自立支援法に位置づけ

- ひっそりの生活  
宿泊する場所がなく「ひっそり」くらしていたホームレスの存在。
- 気になる生活  
目立ち始めたのはバブルがはじけた平成4年～5年(1993年)からホームレスが増加
- 妨げとなった生活形態  
新宿駅西口から都庁へ続く4号街路のダンボールハウス増加から景観等の苦情
- 認知されたホームレス  
平成10年2月新宿駅西口地下インフォメーションセンター付近のダンボール村(通称)で火災が発生4名死亡
- 排除から支援へ  
平成11年2月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の5省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」設置

○ ホームレスの定義

平成14年8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」  
第2条都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の  
場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

○ ホームレスの数と男女比

平成11年8月都内5,800人 女性3.6%

○ 目に見えるホームレスから目に見えないホームレス

公園、河川、道路、駅舎でのホームレスは減少。しかしネットカフェ  
利用の生活困窮者（見えないホームレス）は増加。

○ ホームレス年齢の若返り（施設利用者）

平成12年台東寮利用者の平均年齢約50歳  
令和元年豊島寮利用者の平均年齢約43歳

○ 特別な施設から地域の資源施設

## ○ 巡回相談事業について

巡回相談事業は平成18年度に始まり、相談者が直接路上生活をしている方を訪ね相談を行う事業です。

目的は、面談を重ね助言を行い路上生活から脱するための支援を行うことで、排除ではありません。良好な関係性を構築するために面談を重ねていますが、なかなか一筋縄で行かないのが現状です。それでも諦めずに面談を重ね、困った時に「SOS」を出してもらえる関係性を築くことが巡回相談員の役割だと思っています。

事例を一つ紹介させていただきます。

日中は池袋駅構内改札所脇で佇んでおり、夜は東口で段ボールハウスを作って寝ていた高齢男性のAさんです。

巡回相談での関わりは長く、なかなか支援を口にしていただけませんでした。ある時「週末に知り合いが来て施設に入ることになっている」と申しました。翌週確認すると、まだAさんは佇んでいました。知り合いは現れなかった

様で、再度支援について尋ねると、また「週末には知り合いが来て施設に入ることになっている」と言います。

こんなやり取りが何回かあったと記憶しております。しかし、「もし今週知り合いの方が来なかったら連絡下さい」と豊島寮のフリーダイヤルの番号を渡すと、週明けに「池袋駅にいるAだけど来て欲しい」と連絡がありました。難聴があるため電話での意思疎通は不可能であり急いでAさんを訪ねました。

結果として豊島寮に入寮し、現在は生活保護を受給して豊島区内のアパートで安定した生活を送っています。

連絡をいただけたことは、これまでの面談の積み重ねで「安心できる人」と感じていただけたからだと思っております。

面談を行う上で、対象者の「話を聴く」という環境を作ることが重要なポイントとなっている気がしております。

## ○ 豊島区の現状について



2枚の写真は今から10年ほど前の東急ハンズから豊島区役所新庁舎かけての高速下の路上生活者の居所の風景です。

現在この地点に対象者はありません。東京都と自治体の共同事業を利用し、関係機関の協力もあって多くの対象者の方が支援に繋がりました。このようにテントや段ボールハウス等の「目に見えるホームレス」は減少しており総数も減少しております。しかし、高齢化が目立っており、65歳から79歳までの人数は全体の4割を超えています。

自立支援センター利用者が若年化しているのに対し巡回相談で面談している対象者は高齢化しており、ネットカフェ等を利用している若年者の「目に見えないホームレス」が増加しているもの特徴です。

昨年度巡回相談で面談した豊島区内の路上生活者人数は87名で、内女性は8名でした。87名の内、脱路上生活の行動を起こした対象者の人数は15名で、支援先は自立支援センター、生活保護施設および病院等でした。

現在対象者が集中し課題となっている場所は、① 夜間の池袋駅西口界限、② 東池袋中央公園、③ 椎名町陸橋下です。

適宜、夜間巡回等で面談を重ねて行きます。

## ○ 今後について

昨今、認知症を患った「独居高齢者」、両親の年金で生計を立てている子どもの「8050」問題や若年者の引き籠もり等、安定生活を送ることのできない「心のホームレス」の方が増加しているよう感じています。

時折こういった方であろうと思われる方を巡回相談中に目にすることがあり、声をかけるのですが十中八九相手にされません。公園等に滞在しホームレスとなっていることは少ないと思いますが、予備軍となっている可能性は高く感じます。

介入に難しさはありますが、関係機関の皆様のエリア内で「ちょっと様子がおかしいな」と思われる人が滞在していたならば、福祉事務所へ情報を提供してください。福祉事務所と協力して対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

# 令和元年度 豊島区路上生活者対策連絡会議

令和元年12月13日(金)14:00～  
豊島区役所本庁舎 509・510会議室

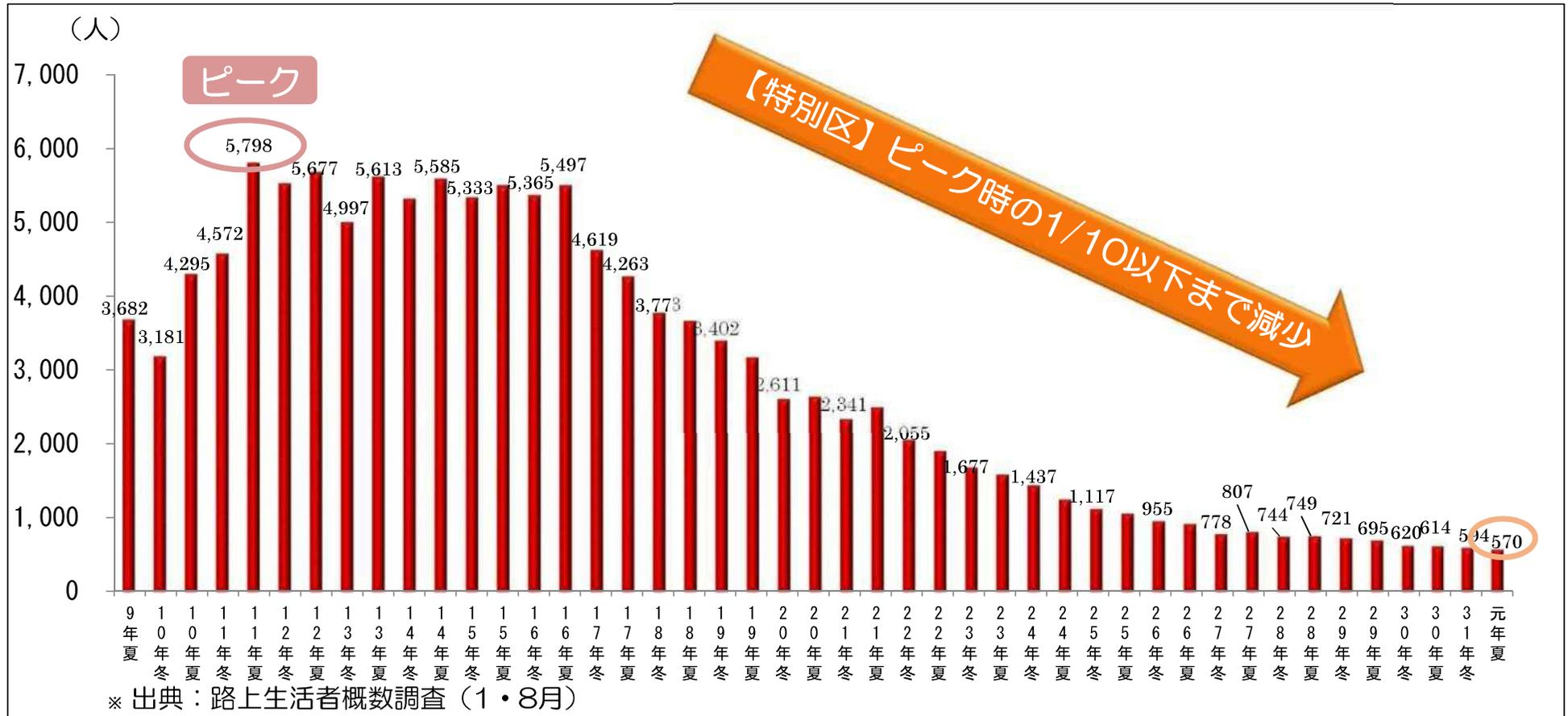
# 【特別区】令和元年8月 路上生活者概数調査 実施結果



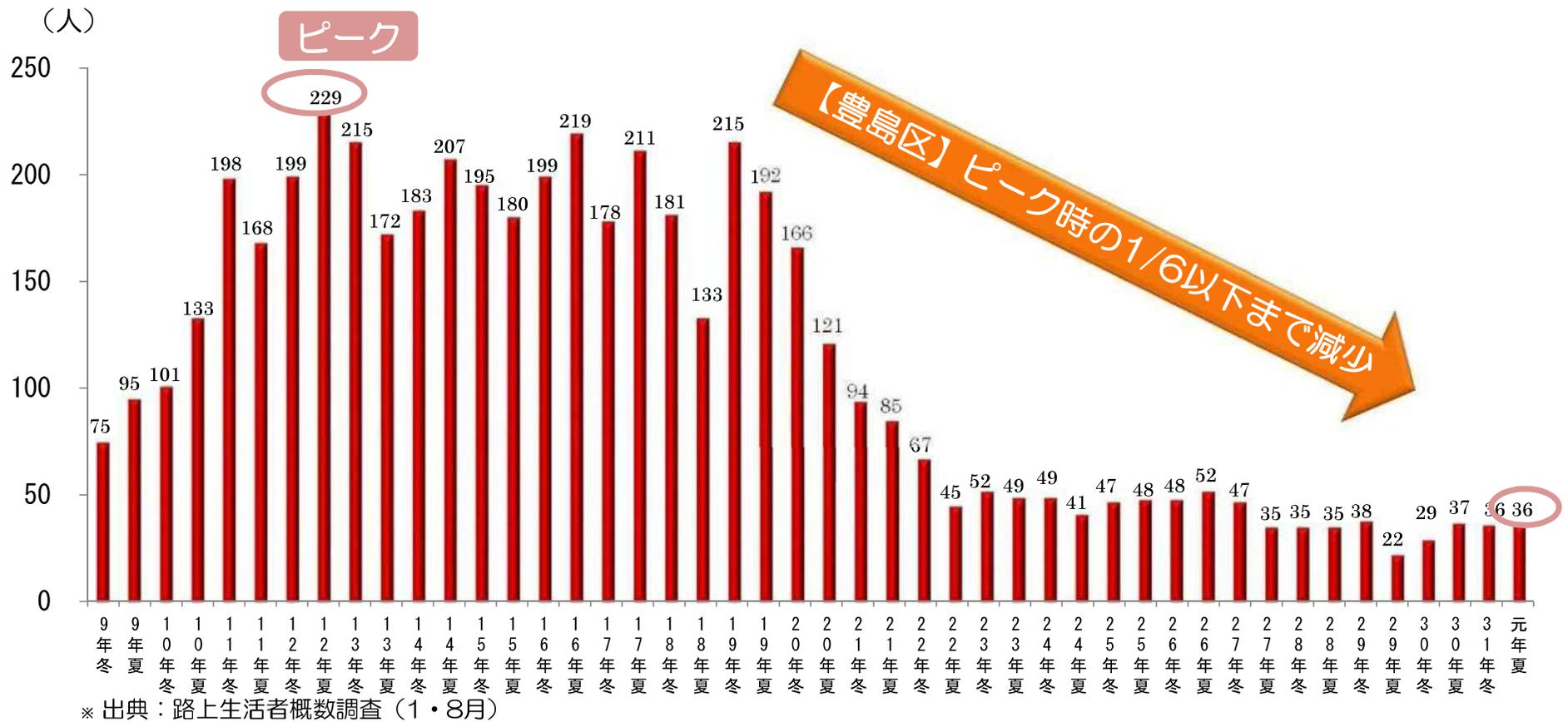
## 【特別区】路上生活者数・増減数(前年同期比)

自治体名	令和元年8月	平成30年8月	増減数	自治体名	令和元年8月	平成30年8月	増減数
千代田区	26	30	▲ 4	渋谷区	69	70	▲ 1
中央区	31	35	▲ 4	中野区	8	4	4
港区	33	26	7	杉並区	9	3	6
新宿区	102	117	▲ 15	豊島区	36	37	▲ 1
文京区	5	11	▲ 6	北区	7	8	▲ 1
台東区	59	72	▲ 13	荒川区	0	2	▲ 2
墨田区	50	53	▲ 3	板橋区	5	4	1
江東区	25	30	▲ 5	練馬区	2	3	▲ 1
品川区	7	16	▲ 9	足立区	22	23	▲ 1
目黒区	1	1	0	葛飾区	20	18	2
大田区	30	21	9	江戸川区	16	24	▲ 8
世田谷区	7	6	1	合計	570	614	▲ 44

# 【特別区】路上生活者数の推移



# 【豊島区】路上生活者数の推移



# 【豊島区・都区共同】令和元年度 路上生活者の自立支援

事業		内容	
豊島区独自	路上生活者対策連絡会議	毎年、区・警察・消防・鉄道事業者・百貨店・商業施設・公共施設・道路管理者等が委員となり、路上生活者に保護・更生の機会を提供し、清潔な環境づくりを推進するため、情報交換及び団体相互の調整をする	
	合同パトロール	毎月1回（第3火曜日）、池袋警察署、鉄道等の公共施設管理者及び豊島区が合同で池袋駅及びその周辺を巡回し、起居するホームレスに相談来所を呼びかけ	
	応急援護食料支給	東池袋分庁舎において、生活福祉課の開庁時間にクラッカー等を支給	
都区共同	巡回相談事業	自立支援センター 相談員が巡回して、路上生活者及びそのおそれのある者の状況を把握し、生活・健康・就労その他自立に関する面接相談を実施するアウトリーチ事業	
	緊急一時保護事業		宿泊援護、相談、健康診断、健康回復の支援
	自立支援事業		住民登録、就労支援、借上げアパート等での地域生活移行支援
	地域生活継続支援事業		自立支援事業後、アパート等に居住した者が、地域生活の継続を目的に相談支援
	支援付地域生活移行事業		長期化・高齢化した路上生活者に対し、路上を脱却して安定した居宅生活を送れるよう支援する

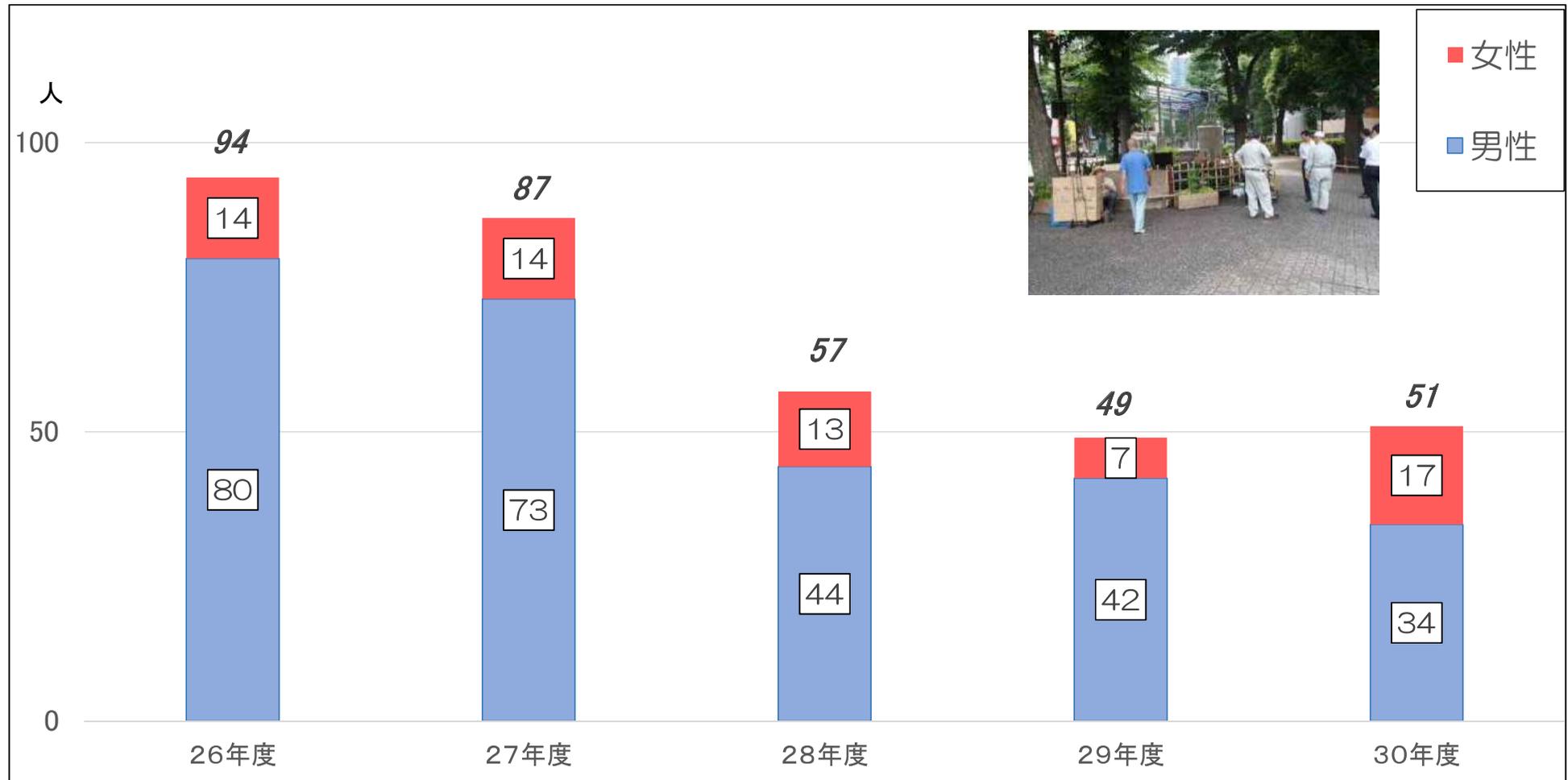
## 【豊島区】合同パトロール

<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期的に池袋駅構内や周辺の公園・路上をパトロールし、路上生活者の生活・健康状態を把握</li> <li>◆ 【警察署】防犯、地域の安全の確保</li> <li>◆ 【施設管理者（鉄道事業者・公園緑地課）】公共施設の適正利用の確保のための注意喚起等</li> <li>◆ 【福祉・健康部局】健康状態をチェックし、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づく福祉施策・相談窓口の紹介</li> </ul>
<p>参加団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 池袋警察署 生活安全課</li> <li>◆ 東日本旅客鉄道株式会社（輪番制）</li> <li>◆ 西武鉄道株式会社（輪番制）</li> <li>◆ 東武鉄道株式会社（輪番制）</li> <li>◆ 東京地下鉄株式会社（輪番制）</li> <li>◆ 豊島区 公園緑地課・健康推進課・生活福祉課・西部生活福祉課</li> </ul>
<p>実施日時</p>	<p>毎月第3火曜日 午前10時00分から1時間程度</p>
<p>巡回箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 池袋駅構内</li> <li>◆ 池袋西口公園</li> <li>◆ 池袋駅前公園</li> <li>◆ 明治通り</li> </ul>



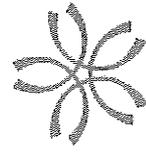


## 【豊島区】合同パトロール 対応者数の推移



# 路上生活者対策連絡会議

【自立支援センターで実施する事業について】



豊島区 保健福祉部福祉総務課

# 自立支援センターについて

## 施設の目的

特別区内の道路、公園、河川敷等で生活を余儀なくされている方や、こうした状態となるおそれのある方に対して、就労による自立と社会生活に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施する支援施設であることを目的とする。

## 施設の設置

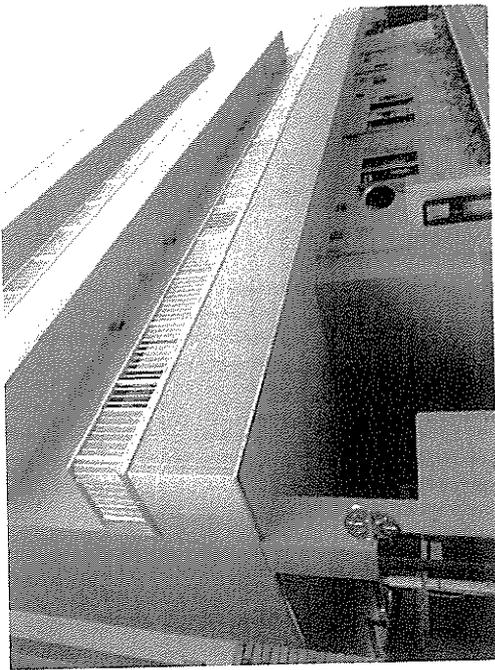
自立支援センターは、23区を5ブロックに分け、それぞれのブロックを構成する各々が5年ごとの順次交代制で設置する施設です。  
豊島寮は第4ブロックに位置づけられ、構成区は豊島区、板橋区、杉並区、練馬区、中野区の5区です。

## 施設の概要

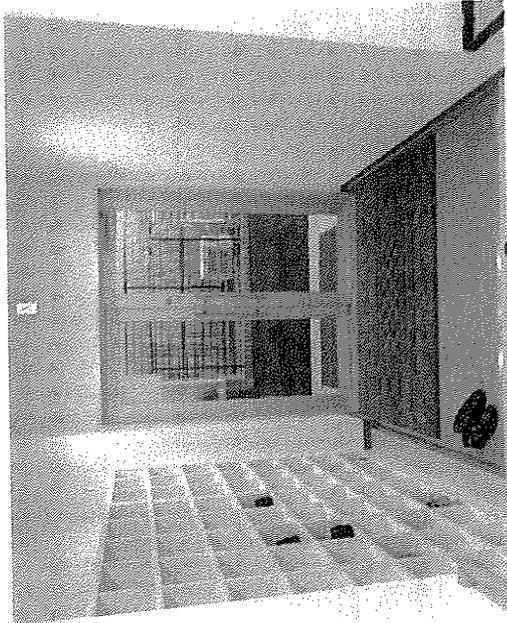
- 名称：自立支援センター豊島寮、建物名称「ハイツ豊島」
- 住所：豊島区池袋1-16-32
- 施設開設：平成28年3月23日（閉設：令和3年3月）
- 定員：71名
- 運営：特別区人事・構成事務組合、運営委託先：社会福祉法人 東京援護協会

# 自立支援センター 豊島寮

豊島寮 外観



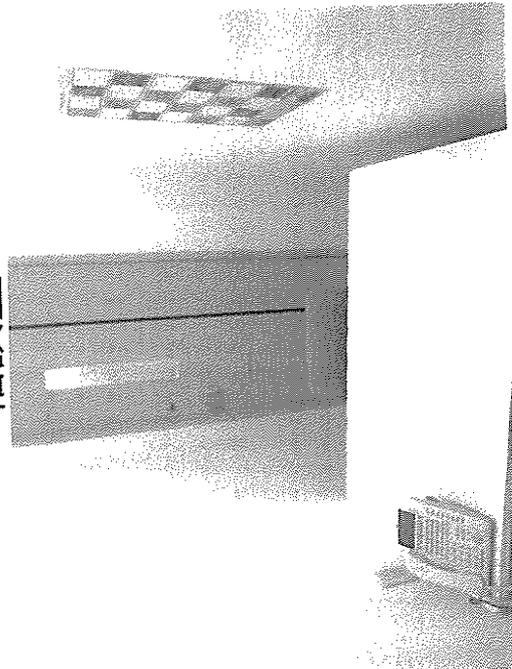
玄関



居室



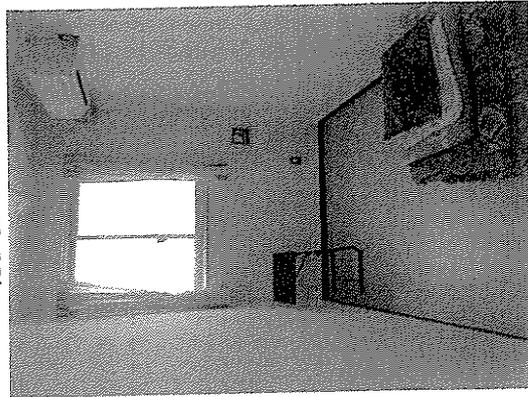
相談室



医務室

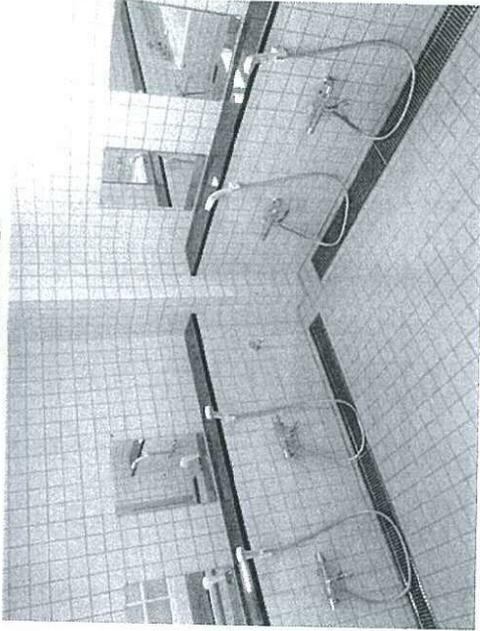


静養室



# 自立支援センター豊島寮

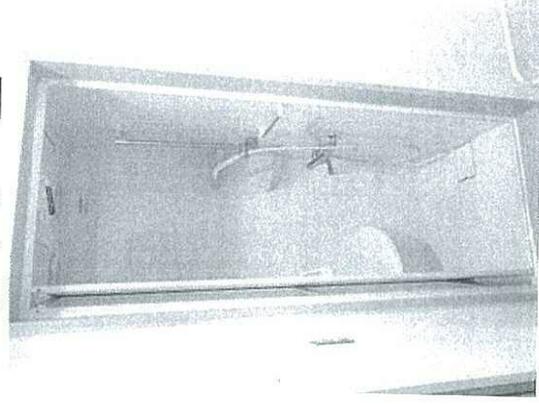
浴室①



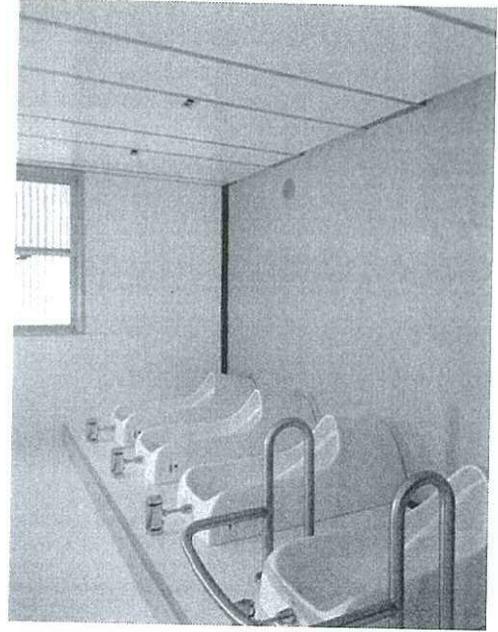
浴室②



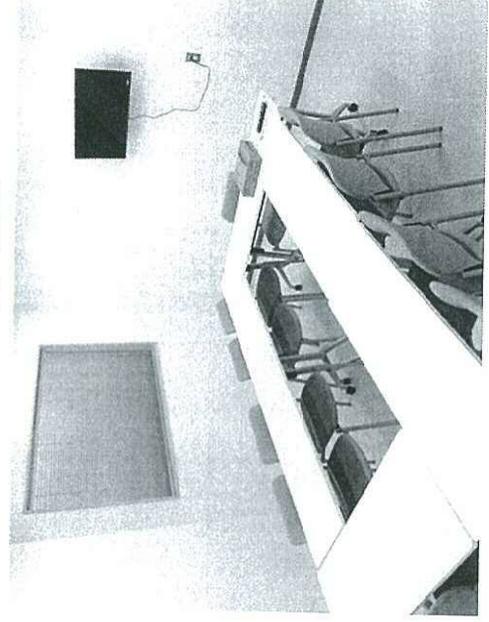
シャワー室



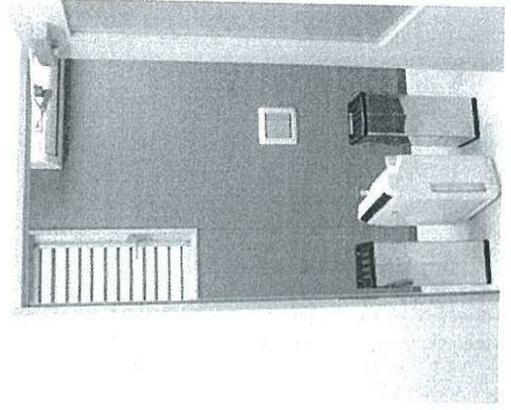
トイレ



就職活動室



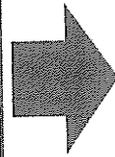
喫煙室



# 【事業説明】 1. 巡回相談事業

## 事業概要

第4ブロック内の道路・公園・河川敷等で起居する方々の場所を相談員が巡回する事業です。1人ひとりの状況に応じて、生活、健康、就労及びその他路上からの脱却に向けた自立に対する面接相談を行います。また、必要に応じ生活保護の相談、各種福祉サービスの案内などを行なう事業です。



## 【重点ポイント】

- 状況確認（安否確認）
- 面接相談（情報提供）
- 声掛け（27年4月から1週間のペースで  
 看護師を同行）



## 【事業説明】 2. 緊急一時保護事業

### 事業概要

一時的な居場所の提供や健康回復、実情に応じた社会復帰を支援する事業です。利用対象者は、特別区内に起居し、住居と仕事を失った方で、生活保護を受けずに**就労自立を目指している**方。施設は23区に5か所（ブロック別）にあり、所属するブロックの施設に入寮することになります。利用手続きは、各区担当窓口  
に利用の申し込みを行い、各区が承諾したときに利用できます。  
期間は原則2週間（理由がある場合は2週間を限度として延長可）です。

### 【重点ポイント】

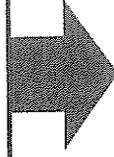
- **健康診断・健康チェック**  
⇒ **就労可能かジャッジ、心身状況のチェック**
- **基礎アセスメント（分析）による方針決定**  
⇒ **生活保護・自立支援事業移行・その他**

## 【事業説明】 3. 自立支援事業

### 事業概要

就労自立が可能と判断された方について、就労による自立、円滑な地域移行を支援する事業です。

利用対象者は、原則として緊急一時保護事業でのアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められた方。期間は緊急一時保護事業と併せ6カ月です。



### 【重点ポイント】

- 就労支援  
⇒ ハローワーク登録、求職相談、履歴書作成支援 他
  - 生活支援  
⇒ 生活全般に係る問題の相談
  - 法律相談  
⇒ 借金問題等の相談
  - 住宅相談  
⇒ アパート確保のための相談
- +      +
- 【地域生活移行支援】
    - 自立支援住宅（借上アパート）での生活訓練
    - アパート契約支援

## 【事業説明】 4. 地域生活継続事業

### 事業概要

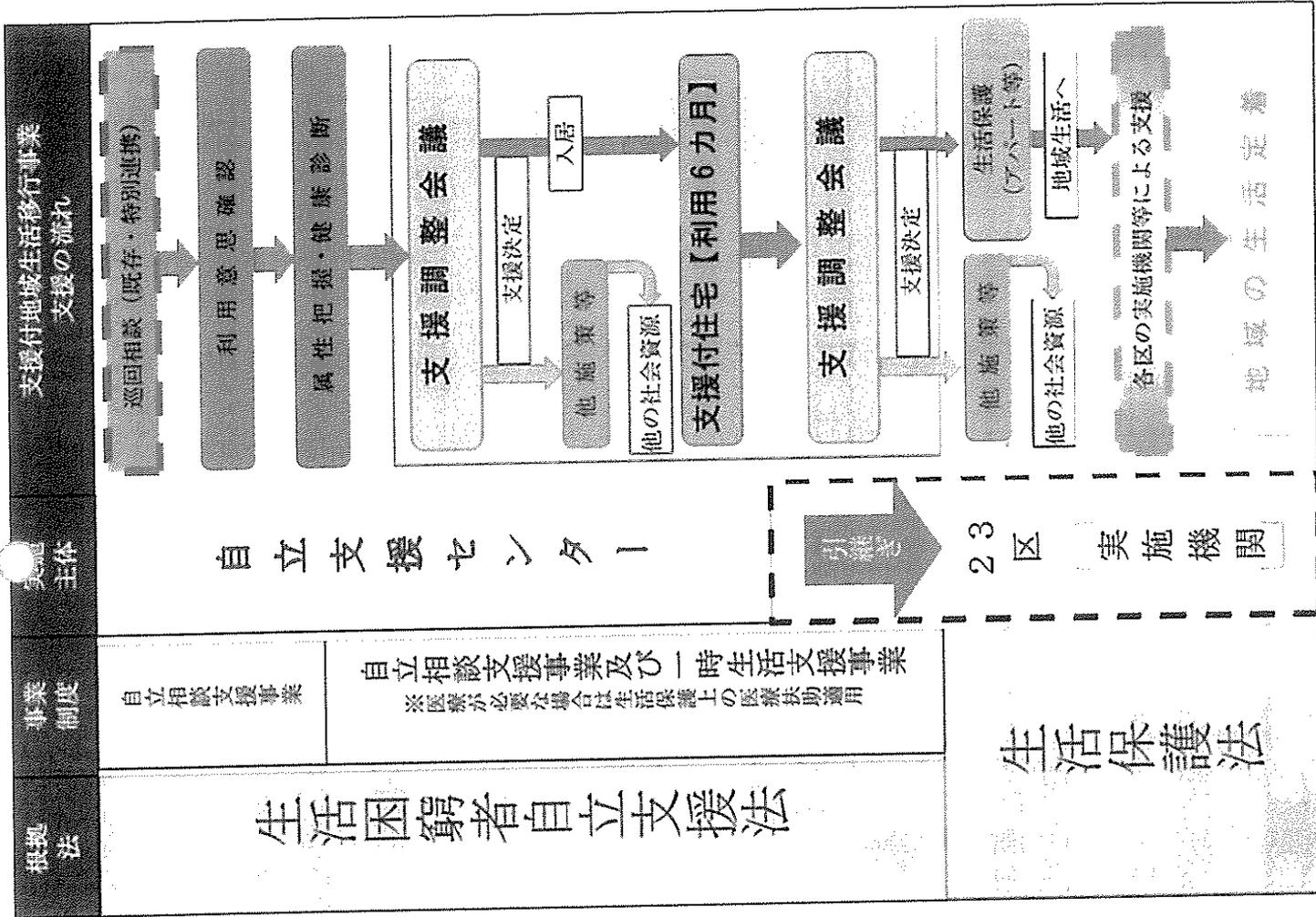
#### 自立退寮者のアフターケアを行う事業です。

自ら住宅を確保した後、地域での生活を継続し再び住居を失うことのないよう  
にするため、定期的に生活・就労状況の把握や、必要に応じて相談支援等のサ  
ポートを行います。利用期間は、原則として自立支援事業による支援終了後1年  
以内（必要に応じて一定の延長が認められる）です。

### 【重点ポイント】

- 居宅訪問（退寮後1ヶ月を目安に訪問し、以後定期的に連絡を取り訪問を継続する。）
- 豊島寮機関誌の発行
- 同窓会（OB会）の開催

**【新規事業】**  
**5. 支援付地域生活移行事業**  
**【フォローチャート：支援の流れ】**



## 【新規事業】 5. 支援付地域生活移行事業

### 概要

目的：路上生活が長期化・高齢化した者に対して、巡回相談、居住支援及び見守りを行うことで、**路上生活を脱し地域で生活できるよう支援すること。**

期間：本事業の利用期間は原則3か月を期限とし、必要がある場合は6カ月まで延長することができる。

### 巡回相談

- ① 路上生活者の生活実態及び健康状態等を把握するとともに、同行医師及び保健師等の意見を参考に、本事業の利用が妥当と認められた者に対し、本事業内容の紹介、利用のあっせんを行う。
- ② 事業以外の施策による支援が妥当と判断した者について、路上生活から脱却するために必要な相談、助言及び福祉事務所との連絡調整を行う。

### 利用者の選定

- ① 路上生活者の生活実態及び健康状態等を把握するとともに、同行医師及び保健師等の意見を参考に、本事業の利用が妥当と認められた者に対し、本事業内容の紹介、利用のあっせんを行う。
- ② 事業以外の施策による支援が妥当と判断した者について、路上生活から脱却するために必要な相談、助言及び福祉事務所との連絡調整を行う。

## 【新規事業】5. 支援付地域生活移行事業

### 居住支援 = 支援付住宅の支援 (6カ月)

支援付住宅に入居させ、生活保護制度移行を前提として次の支援を行う。

#### (1) 日常生活状況の把握及び指導の実施

- 相談及び指導 → ■ 職歴・生活歴の確認  
■ 住民登録・年金等の確認と手続支援  
■ 服薬支援 ■ 通院治療支援 ■ 生活指導
- 住宅相談その他地域生活移行に向けた支援
- その他専門相談及び支援

#### (2) 支援付住宅設備及び生活用具等の提供

#### (3) 日用品等日常生活に係る物品等の提供

### 本事業のポイント

- 路上生活が長期化し、高齢となった方が如何に居宅に係る能力を甦らせるか。また、生活に必要な生活用具を使うことができるよう日常生活訓練も重要。  
⇒ 自立支援センター職員の見組みが重要であるが、かなりの負担がかかるため、行政もサポートし対応することが求められる。
- 6カ月の支援付住宅の生活を把握し、本事業の目的に鑑み、地域生活に戻れるような環境を整えることが求められる。
- その上で、生活困窮者自立支援法を所管する福祉総務課と生活保護法を所管する生活福祉課・西部生活福祉課が連携し、引継ぎをスムーズに行うことが重要である。



## 豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱

平成 21 年 9 月 19 日  
保健福祉部長決定

制定	平成 5 年 3 月 31 日	
改正	平成 8 年 3 月 25 日	平成 9 年 3 月 28 日
	平成 10 年 3 月 6 日	平成 12 年 3 月 8 日
	平成 14 年 5 月 14 日	平成 16 年 4 月 1 日
全部改正	平成 21 年 9 月 19 日	
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 10 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
	平成 28 年 10 月 31 日	平成 29 年 11 月 15 日
	平成 30 年 11 月 14 日	令和元年 11 月 14 日

## (目 的)

第 1 条 路上生活者に保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するため、情報の交換及び関連諸団体相互の調整を図ることを目的として、「豊島区路上生活者対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各団体における路上生活者の実態の把握及び対策についての情報交換に関すること。
- (2) 合同パトロール（池袋駅構内とその周辺の公園を管理する責任団体等が合同で実施し、路上生活者に対し指導及び関係団体の紹介を行うこと）に関すること。
- (3) 路上生活者特別対策に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認めたこと。

## (構 成)

第 3 条 連絡会議は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

## (会 長)

第 4 条 連絡会議に会長を置き、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第5条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(幹 事)

第6条 連絡会議の円滑な運営を図るため、別表2に掲げる幹事を置く。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月19日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 14 日から施行する

別表 1	路上生活者対策連絡会議 委員
会長	豊島区保健福祉部長
委員	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
	同 巣鴨警察署 生活安全課長
	同 目白警察署 生活安全課長
	東京消防庁 豊島消防署 警防課長
	同 池袋消防署 警防課長
	東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長
	東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長
	西武鉄道株式会社 池袋駅管区長
	東武鉄道株式会社 池袋駅管区長
	株式会社池袋ショッピングパーク 常務取締役
	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長
	株式会社東武百貨店 池袋店 店舗運営部長
	株式会社パルコ 池袋店 店次長
	株式会社ルミネ 池袋店 総務部 部長
	国土交通省東京国道事務所万世橋出張所 管理係長
	東京都交通局 巣鴨駅務管区長
	東京都建設局 第四建設事務所 管理課長
	同 雑司ヶ谷霊園管理事務所長
	同 染井霊園管理事務所長
	東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 管理課長
	豊島区 保健福祉部福祉総務課長
	同 保健福祉部自立促進担当課長
	同 保健福祉部生活福祉課長

同 保健福祉部西部生活福祉課長  
同 池袋保健所生活衛生課長  
同 池袋保健所健康推進課長  
同 環境清掃部ごみ減量推進課長  
同 環境清掃部豊島清掃事務所長  
同 都市整備部土木管理課長  
同 都市整備部公園緑地課長

別 表 2 路上生活者対策連絡会議 幹事

池袋警察署生活安全課長

東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長

豊島区 保健福祉部生活福祉課長

同 池袋保健所生活衛生課長

同 池袋保健所健康推進課長

同 都市整備部公園緑地課長

## 令和2年度 豊島区 合同パトロールについて

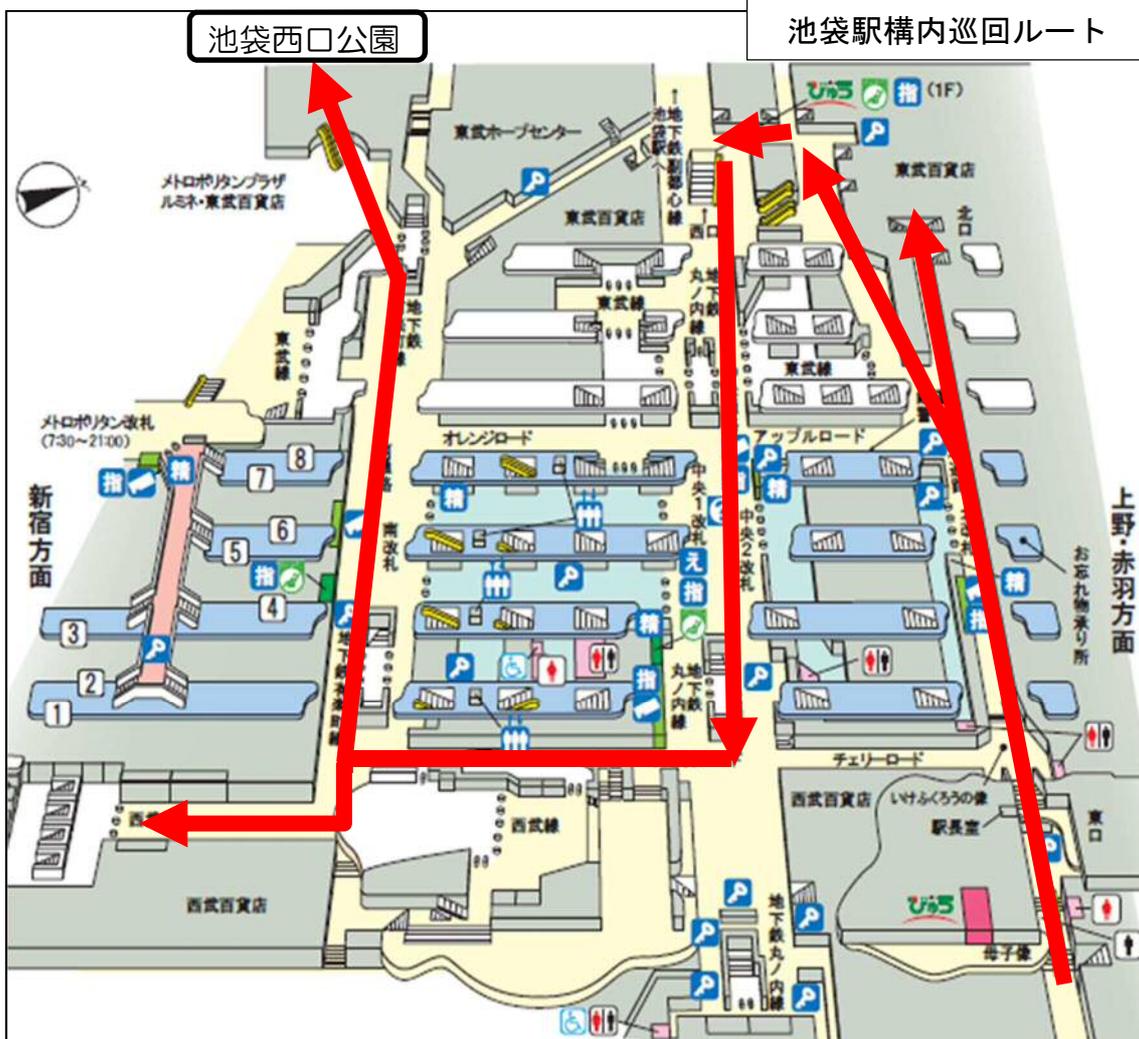
### 1 参加団体及び役割

路上生活者の自立支援	豊島区 保健福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課	
公共施設の 適正利用	池袋駅	鉄道事業者※（東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社）
	公園	豊島区 都市整備部 公園緑地課
地域の安全確保	池袋警察署 生活安全課	
路上生活者の健康状態	池袋保健所 健康推進課（不定期）	

※鉄道事業者は、2事業者が輪番で参加。（詳細は、裏面のとおり）

### 2 巡回ルート（池袋駅構内及び池袋西口公園）

① JR池袋駅東口【集合】	⑥ 西武線改札前
② 北通路	⑦ 有楽町線改札前
③ 東武線改札前	⑧ 南通路
④ 中央通路	⑨ 池袋西口公園
⑤ アゼリアロード	⑩ JR池袋駅西口【解散】



### 3 実施日時

実施日	毎月 第3火曜日
実施場所	午前10時00分～11時00分（予定） （集合時間：午前9時50分）
集合場所	JR池袋駅 東口 R・ベッカーズ前

日 程			参 加 団 体				
年	回	実 施 日	池 袋 駅 管 理		公 園 管 理	自 立 支 援	安 全 確 保
令和2年度	1	4月21日（火）	J R	東 武	豊 島 区 公 園 緑 地 課	豊 島 区 豊 島 区 西 部 生 活 福 祉 課 生 活 福 祉 課	池 袋 警 察 署 生 活 安 全 課
	2	5月19日（火）	メトロ	西 武			
	3	6月16日（火）	J R	東 武			
	4	7月21日（火）	メトロ	西 武			
	5	8月18日（火）	J R	東 武			
	6	9月15日（火）	メトロ	西 武			
	7	10月20日（火）	J R	東 武			
	8	11月17日（火）	メトロ	西 武			
	9	12月15日（火）	J R	東 武			
	10	1月19日（火）	メトロ	西 武			
	11	2月16日（火）	J R	東 武			
	12	3月16日（火）	メトロ	西 武			

※ご出席できない場合は、事前に担当までご連絡をお願いいたします。

#### 【お問合せ】

豊島区 保健福祉部 生活福祉課 援護グループ 担当 今井  
TEL 03-3981-1292（直通）  
FAX 03-3981-4849